

通達甲地第149号

令和2年8月7日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の改正について

交番・駐在所連絡協議会については、交番・駐在所連絡協議会実施要綱（平成27年3月31日付け通達甲地第20号別添）により運用してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（平成27年3月31日付け通達甲地第20号）は、廃止する。

記

改正点

連絡協議会の開催に関する報告について、地域部地域課長が別に定めることとした。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定める。

2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番（地区交番及び所在地を含む。以下同じ。）及び駐在所（以下「交番等」という。）の所管区（以下単に「所管区」という。）において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の地域住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討及び協議を行い、警察と地域住民等が相互に協力して安全で安心して暮らせる地域社会を確立することを目的とする。

3 連絡協議会の設置及び組織

- (1) 連絡協議会は、原則として交番等を単位として設置する。
- (2) 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成する。
- (3) 委員は、地域の実情に精通し、かつ、所管区内の地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定する。
- (4) 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に判断する。
- (5) 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げない。
- (6) 警察署長（以下「署長」という。）は、委員を選定したときは、当該委員に委嘱する者に委嘱状（別記様式第1号）を交付する。
- (7) 運営担当者は、連絡協議会を設置した交番等の勤務員全員をもって充てる。また、署長は、運営担当者の中から運営責任者を指定する。
- (8) 運営担当者は、隨時、委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たる。
- (9) 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努める。

4 地域単位連絡協議会

- (1) 署長は、3(1)の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる

ときは、当該所管区を分割し、又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができる。

(2) 3(2)から(9)までの規定は、(1)の連絡協議会について準用する。

5 職種等連絡協議会

(1) 署長は、職種、対象等に着目して連絡協議会を設置することが効果的であると認めるときは、交番等単位の連絡協議会又は地域単位の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができる。

(2) 3(2)から(9)までの規定は、(1)の連絡協議会について準用する。この場合において、3(3)中「職業、年齢、性別等を考慮して幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替える。

6 会議の開催

(1) 連絡協議会の会議は、定期会議、臨時会議及び合同会議とする。

(2) 定期会議は、年1回以上開催する。

(3) 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生ずるなど地域の問題解決のために必要が生じた場合に随時開催する。

(4) 合同会議は、定期会議や臨時会議の結果を踏まえ、複数の連絡協議会との情報交換等の必要がある場合に構成員の代表が出席し、随時開催する。

(5) 会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民、地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催する。

(6) 会議の開催に当たっては、当該警察署の関係する部門の協力を得ること。

7 検討協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止、地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題等について連絡をするとともに、意見、要望等を聴取して相互に必要な検討及び協議を行う。

8 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次の事項に配意して、真に実効が上がるよう努めること。

(1) 警察署の地域警察幹部（地域部門の警部以上の階級にある警察官をいう。）は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、運営担当者に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関と

の連絡調整や具体的な支援体制を構築するなど、適宜適切な措置を講ずること。

(2) 署長は、必要と認めるときは、関係部門の署員等に会議への参加又は支援をさせるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

(3) 地域部地域課長（以下「地域課長」という。）は、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。

9 賞揚

署長は、連絡協議会の活動について、適正な評価に努め、適時適切な賞揚を行う。

10 報告等

連絡協議会に関する報告等は、次による。

(1) 台帳による管理

連絡協議会の設置及び運営状況を明らかにするため、交番・駐在所連絡協議会設置台帳（別記様式第2号）を2部作成し、該当する交番等及び警察署の地域課でそれぞれ1部ずつ保管し、管理する。

(2) 開催に関する報告

連絡協議会の開催に関する報告については、地域課長が別に定める。

委嘱状

市町

殿

あなたを 交番連絡協議会委員に委嘱します

年月日

警察署長

別記様式第2号（10の（1）関係）

交番・駐在所連絡協議会設置台帳

警察署（所管区名）

2